

「野村の証券取引約款（Funds Club 投資一任口座用）法人のお客様用」の一部改定について

いつも格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。

さて早速ではございますが、本年10月3日より「野村の証券取引約款（Funds Club 投資一任口座用）法人のお客様用」を改定いたしますのでご案内申し上げます。

(下線部変更)

新	旧
<p>野村の証券取引約款（Funds Club 投資一任口座用）法人のお客様用</p> <p>第2章 保護預り・振替決済口座約款</p> <p>第5条(振替機関への通知に係る処理)</p> <p>(1)～(3)省略</p> <p>(4) 当社は、お客様が発行者に対して代表者届または代理人選任届その他の届出を行うときは、当社が発行者に対し、その取次ぎを行うことにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>(5) 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替有価証券については、<u>次の各号に定める通知等のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。</u></p> <p>① <u>総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知または総受益者通知</u></p> <p>② <u>個別株主通知、個別投資主通知または個別優先出資者通知</u></p> <p>③ <u>株主総会資料、投資主総会資料または優先出資者総会資料の書面交付請求（第7項に規定する書面交付請求をいいます）</u></p> <p>(6)省略</p> <p>(7) お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、発行者に対する会社法第325条の5第1項の規定に基づく株主総会資料の書面交付請求、投資信託および投資法人に関する法律第94条第1項に基づく投資主総会資料の書面交付請求および協同組織金融機関の優先出資に関する法律第40条第4項に基づく優先出資者総会資料の書面交付請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、これらの書面交付請求の取次ぎの請求は当該発行者が定めた基準日までに行っていただく必要があります。</p> <p>(8)省略</p> <p>(9)省略</p> <p>(10)省略</p> <p>2022年10月</p>	<p>野村の証券取引約款（Funds Club 投資一任口座用）法人のお客様用</p> <p>第2章 保護預り・振替決済口座約款</p> <p>第5条(振替機関への通知に係る処理)</p> <p>(1)～(3)省略</p> <p>(4) 当社は、お客様が発行者に対して代理人選任届その他の届出を行うときは、当社が発行者に対し、その取次ぎを行うことにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>(5) 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替有価証券については、<u>総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知もしくは総受益者通知または個別株主通知、個別投資主通知もしくは個別優先出資者通知のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(6)省略</p> <p>(新設)</p> <p>(7)省略</p> <p>(8)省略</p> <p>(9)省略</p> <p>2020年11月</p>